

# みんなで保育所を考えませんか

ちびっこ計画・大塚謙太郎一級建築士事務所 大塚謙太郎

## 第6回

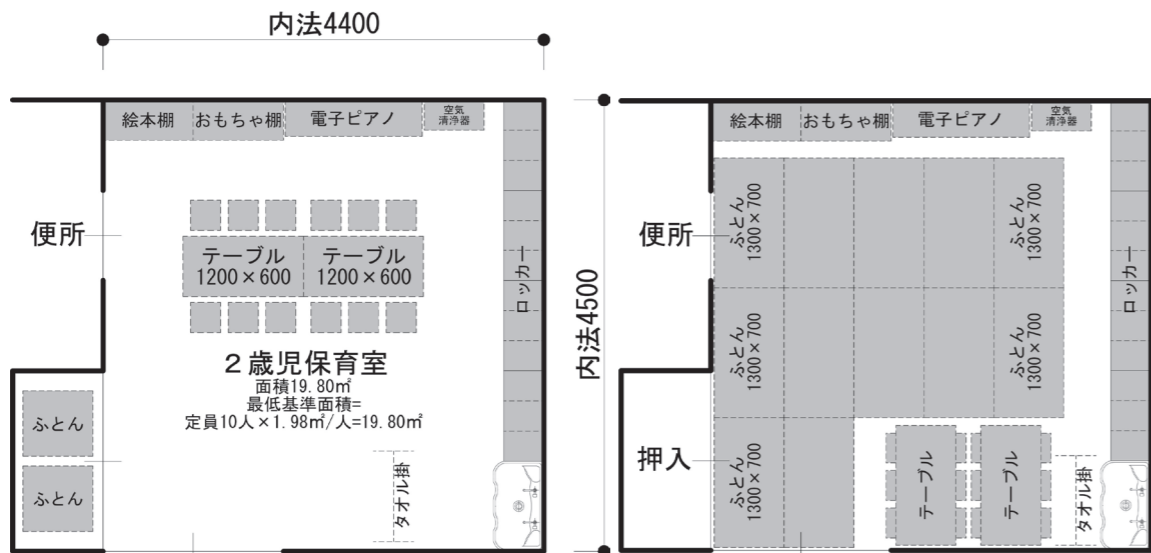


図1: 最低基準面積での活動時間

図2: 最低基準面積での午睡時間

図1と2は、最低基準面積での、10人定員・保育士2人配置の2歳児保育室のモデルである。2歳児の最低基準面積は幼児一人当たり1.98㎡となっている。弾力化運用で、定員の2割増しを行政から半ば強制されるのが通例で、最低基準面積に遊戯室を算入できるため、保育室単体であれば、最低基準を割る可能性がある。モデルは10人定員の面積に、12人を詰め込んだ想定である。活動中は問題ないかに見える(図1)が、午睡時はふとんでいっぱいとなる(図2)ため、昼食が終われば、すぐさまテーブルと椅子を部屋の隅に片付け、床の拭き掃除をした後、慌ただしく布団が敷かれる。

食事が遅い園児は、埃の中で片隅に追いやられ食事を続ける。隅に寄せられたテーブル・椅子・タオル掛け等で手洗いが使えなくなるため、食事後の歯磨きや手洗いも迅速に行わなければならない。最低基準ぎりぎりの面積では、このように時間に追われた流作業的な保育が常態化し、保育士の口癖は「早くしなさい」となる。部屋が狭いので、テーブルは1200幅に6人を無理やり座らせる。隣と肘があたって、食事やお絵かき等の作業に支障が出る。また便所の入り口まで布団が敷き詰められる不衛生な環境にも目をつぶらなければ、物理的に納まらない。

この方針の実現を目指すなら、私たちは大きな努力を払わねばなりません。その責任は行政にあり、経営者にあり、保育者にあり、保護者にあります。そして設計者の責任もまた大きいのです。そのくびきでもがいている設計者の一人としての私も、それを承知で子を預けている保護者の一人としての私もまた、同じです。

待機児童削減のために、多くの保育所が新たに誕生しています。同時に、戦後建てられた園舎の多くが耐用年限を迎え、建て替えの需要が増えています。この保育所建設ラッシュは、我

ための「必要悪」をどのようにつくっていくべきかを、真剣に議論する必要があるでしょう。

全国社会福祉協議会が平成22年に出した「養育単位の小規模化プロジェクト・提言」の統計によれば、児童養護施設では20%超の施設が小舎制を採用しています。1900年代初頭に石井十次(※2)によって実践された小舎制が現代の児童養護施設に浸透しつつあるのに対し、保育所は今なお、片廊下型大舎制のくびきから抜け出せておらず、他の福祉施設に比べて遅れをとっていると言わざるを得ません。両者の設置目的は違いますが、養護や保育が18年という長きに渡るか、1日13時間が6年間断続的に繰り返されるかの違いこそあれ、暮らしの場という本質は同じでしょう。

生活集団の規模や、適正な保育士の人数など、制度を含めた生活条件のさらなる向上が必要なのです。

一方で、保育室の面積の狭さは、子どもたちの生活の質を直接的に下げている原因の一つです。広ければよいというものではありませんが、保育の質を保つに

々大人がこのくびきを脱し、子どもたちへの責任を果たすべく努力できる絶好にして最後のチャンスではないでしょうか。この機を逃せば、これまで脈々と続いてきたこの流れは、さらに50年の命を与えられ、急増したその絶対数によって、もはや動かすことができなくなるであろうことは想像に難くありません。

子育てに設計という職能で寄与できることは、大きな喜びです。しかし、設計者だけで成し得る仕事でないのは明らかです。今必要なことは、設計者の独善ではなく、保育に関わるすべての大人が足並みを揃え、この課題と真剣に向きあうことだと思ふのです。

※1 児童福祉法第41条  
※2 石井十次(1865年~1914年) 日本で最初の孤児院と言われる岡山孤児院を創設。一時は1200名もの子どもたちを預かり、生涯を孤児院に捧げた。小舎制と里親制度の導入、収容児の年齢発達区分にしたがった保護教育体制の整備など、児童福祉事業として画期的な試みを行った。「児童福祉の父」と呼ばれる。

私の仕事は、保育所建築の設計です。先日、東京サレジオ学園という児童養護施設を見学しました。「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を人所させて、これを養護」(※1)するのが法律上の主たる目的です。

保育所と養護施設との決定的な違いは、そこで暮らす子どもたちが毎日保護者と顔を合わせるかどうかという点です。養護施設で暮らす子どもたちは18年間のほとんどを、場合によってはすべてを、保護者とは別居して暮らしています。

一方保育所は、当然のことながらそうではありません。その保育が常態化し、朝は目も覚めやらぬうちから服を着せられ、時には食事もとらずに保育所に送り届けられ、夜は夕食を食べ、風呂に入って寝るだけの毎日、休日保育まで付いてきます。それは、第一義的責任があるはずの「保護者のニーズ」なのです。

ある保育所の所長は、「親から子育ての権利を奪うたらあかん」と、休日保育の実施を頑なに拒みます。平日に長時間保育

に預けるのだから、休日はしっかりと親子の時間をとりなさいという趣旨です。ニーズと責任の狭間で保育所が抱える矛盾が浮かび上がってきます。

私も、娘を保育所に入れながら、他人の子どもが暮らすための保育所を設計するという愚かな父親ですが、昨今の3歳未満児保育の拡大や、市場原理の導入など、疑問を感じる部分が多くあります。急速に保育所の量の確保が進んでいますが、保育の質はそれに追従できていないのです。仮に、保育所が社会のニーズによる「必要悪」であったら、この流れを変えられないとすれば、私たち大人は、自らの



は、児童福祉施設最低基準以上の面積的なゆとりが必要だと思っています。

これまで、最低基準に基づいてつくられてきた保育所は、大部屋に限界まで子どもたちを詰め込むというものが主流です。食寝分離はおろか、おまるによる用便と食事が同じ場所で行われることもしばしばです。遊戯室を最低基準面積に算入するという方法で、定員弾力化の名のもと、子どもたちをぎゅうぎゅうに詰め込んだ結果、保育室単体でみれば最低基準面積を割っている保育所などいくらでもあります。数字上は見えてきませんが、実態はあまりにも酷い状況です。

最低基準面積がなぜ狭いと言われるかは、布団・食事テーブル

児童福祉施設最低基準による面積基準

乳児室	1.65㎡/人
ほふく室	3.30㎡/人
保育室	1.98㎡/人

0、1歳児は3.30㎡/人、2歳以上は1.98㎡/人と行政から指導されることがほとんどだが、自治体によってはそれ以上、またはそれ以下の指導になる場合もある。